

第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われます。

1 選挙の日程

- 公示日 : 令和4年 6月22日(水曜日)
- 在外公館投票の開始日 : 令和4年 6月23日(木曜日)
- 日本国内の投票日 : 令和4年 7月10日(日曜日)

2 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証をお持ちのない方で、今後の選挙のために申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

また、各投票方法について知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

3 在外公館投票

NZ 各公館の投票期日等は次のとおりです。

●在オークランド日本国総領事館

投票期日：6月23日(木)から7月4日(月)まで

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：Level 15, 41 Shortland St, Auckland 1010

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_guide_j.html

電話番号：021-771-056(選挙実施期間中(時間中)のみ繋がります)

※在外公館投票期間中の当館閉館日(6月24日(金)～26日(日)、7月2日(土)～3日(日))は、当館が入居するビル(旧AIG Building)の自動ドア入口をご利用できません。

正面玄関入口(Shortland Street 側)に警備員を配置し入口の開閉を行いますので、在外公館投票のためご来館される方は正面玄関入口にお越しいただき、警備員に「投票のために来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従ってご入館ください。

●在ニュージーランド日本国大使館(ウェリントン)

投票期日：6月23日(木)から7月3日(日)まで

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：Level 18, The Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington 6011

https://www.nz.emb-japan.go.jp/about_us/map_j.html

電話番号：027-544-7358(選挙実施期間中(時間中)のみ繋がります)

●在クライストチャーチ領事事務所

投票期日：6月23日(木)から7月3日(日)まで

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：172 Hereford Street, Christchurch 8011

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chc_map_j.html

電話番号：027-648-2766（選挙実施期間中（時間中）のみ繋がります）

※他国を含む在外公館投票実施（日本大使館・総領事館及び領事事務所など）及び投票期間等については、以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page25_101607.html

持参すべき書類：（１）在外選挙人証 （２）旅券等の身分証明書

（留意事項）

・NZ では、当館のほか、在ニューージーランド日本国大使館（ウェリントン）、在クライストチャーチ領事事務所で投票ができます。お住まいの地域を問わず、どの公館でも投票できますが、投票期日及び投票時間が異なりますので、ご注意ください。

4. 郵便等投票及び日本国内における投票

（１）郵便等投票

○既に登録先の選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求されて投票用紙を受け取られた方は、選挙の公示日の翌日以降に投票用紙に記入し、国内投票日の7月10日（火）（予定）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに国内の投票所に届くよう、郵便等の事情をご確認の上、送付してください。

○郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできます。その場合、在外公館投票にお越しになる際に、「在外選挙人証」「旅券等の顔写真付き身分証明書」に加え、「郵便投票用の投票用紙」「内封筒」「外封筒」を必ずご持参ください。

（２）日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（１）～（３）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（１）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（２）不在者投票

市区町村選挙管理委員会の委員長が管理する投票記載場所における投票。

【国内投票日当日】

（３）投票所における投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

5 選挙公報・候補者情報

公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されていますので、総務省ホームページからご確認ください。また、候補者情報についても、総務省ホームページからご確認ください。

総務省ホームページにある選挙公報及び候補者情報

: <https://www.soumu.go.jp/senkyo/26hce/index.html>

6 その他

平成 27 年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際してご注意ください。

※参議院選挙区の区割りの改訂等は、以下の総務省ホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/san_goku/

(了)